

令和元年勝浦町マラソン議会（12月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和元年12月10日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 12月10日 午前9時30分 議長 美馬友子

散会 12月10日 午前11時10分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

2番	相原喜久男	6番	麻植秀樹
----	-------	----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	大久保彰
参事兼総務防災課長	岡本重男	企画交流課長	石木正昭
住民課長	中瀬弘晴	福祉課長	木村美枝
農業振興課長	河野稔彦	教育委員会事務局長	笹山芳宏

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 後藤信之

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第2号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 勝浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第7 議案第4号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第8 議案第5号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 使用料等ゝ見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第10 議案第7号 令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第11 報告第1号 専決処分ゝ報告について
勝浦町消防団第2・4分団小型動力ポンプ積載車調達業務に係る物品購入変更契約の締結について
- 日程第12 同意第1号 勝浦町教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。ことし最後の会議となりました。

ただいまから令和元年勝浦町マラソン議会12月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第 1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

11月 6 日，勝浦町で開催された秋の激励会に私が出席いたしました。

11月 7 日，海陽町で開催された徳島県町村議会女性議員連盟研修会に私が参加しました。

11月 8 日，勝浦町で開催された令和元年度勝浦郡町村会議員研修会に全議員が出席いたしました。

11月12日，小松島市で開催された令和元年度小松島市外三町村衛生組合議会第 2 回定例会に瀬戸議員，国清議員と私が出席いたしました。

11月13日，14日，東京都で開催された第63回町村議会議長全国大会並びに兵庫県太子町で開催された議長研修会に私が出席いたしました。

11月18日，勝浦町で開催された令和元年度勝浦町老人クラブ連合会健康祭に私が出席いたしました。

12月 8 日，勝浦町で開催された第26回徳島県選抜少年野球勝浦郡みかん大会に私が出席いたしました。

次に，法第121条第 1 項の規定により，説明者として出席を求めたのは野上町長，山田副町長，市川教育長，大久保政策監，岡本参事兼総務防災課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第 2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

す。

令和元年勝浦町マラソン議会12月会議における会議録署名議員は、2番相原議員、6番麻植議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

笹議会運営委員長。

○議会運営委員長（笹 公一君） 議会運営委員会から報告いたします。

11月28日に議会運営委員会を開催し、12月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日の開催といたしましたので、ご協力をお願いいたします。

なお、この12月会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に、議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4，議案第1号，職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10，議案第7号，令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提出説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

勝浦町マラソン議会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走を迎え、ことしも残すところ20日余りとなりました。議員各位におかれましては、年末で何かとご多用のところ、会議にご出席賜りまして心から感謝申し上げます。

す。

さて、12月1日に恒例行事であります元気な町かつうら2019軽トラ市11を開催いたしました。天候にも恵まれ、町内外から約5,000人もの多数の方にご来場いただき、50店舗の出店、多彩なステージイベント、恐竜をモチーフにした車両展示のフォトブースなど、大人から子供まで楽しめるイベントとなりました。

それでは、本会議に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この改正条例は、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を受けた所要の改正のほか、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令整備に関する法律による地方公務員法の一部改正並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の創設に関する一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この改正条例は、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を受け、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号、勝浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、議案第4号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第5号、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して説明いたします。

これらの条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の創設に伴い、新たに条例を制定し、関係する各条例について所要の改正を行うもののほか、議案第5号の選挙に関する改正部分については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律により、費用弁償等を見直すものでございます。

次に、議案第6号、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例についてであります。

この条例は、消費税率の引き上げに伴い、町有施設等の使用料を見直すため、関係

する各条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第7号、令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億3,570万7,000円とするものであります。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第1号から議案第6号について総務防災課長から説明を求めます。

岡本参事兼総務防災課長。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） タブレットのほうを私のほうが操作させていただきます。

それでは、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3点の改正を行うものでございます。

11の資料のほうを見ていただくようになります。

それで、5ページ一番下のところに改正理由を書いてございますが、1点目は、令和元年度人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づきまして、徳島県に準じた給与改定等を行うものでございます。

2点目が、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、欠格条項から成年被後見人等であることをもって一律に排除する規定を削除する等の所要の改正を行うものです。

3点目は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するため、非常勤職員の規定を改正するものでございます。

それでは、条建てで改正をしておりますので、第1条改正が成年被後見関係のものになりまして、第20条の2第2号から「法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。」という部分を削除するものでございます。これは、地方公務員法第16条第1号

は、成年被後見人又は被保佐人を欠格条項として定めていることから削除するものでございます。

また、第21条第2項第1号からは「、若しくは失職し」の部分が2カ所出てまいりますが、その2カ所を削除するものでございます。

続きまして、第2条の改正でございますが、こちらは人事院勧告関係のもので、期末勤勉手当を現行の「4.45月」から0.05月引き上げて「4.50月」とするもので、令和元年度は引き上げ分を12月支給の勤勉手当に配分しますので、第21条第2項第1号において、12月支給を「100分の97.5」に改めております。

次に、月例給の改正でございます。

別表第1行、行政職給料表と別表第2、医療職給料表を改めまして、行政職で平均0.1%の引き上げとなっております。改定後の給料表は、議案第1号の1ページから、多いんですけども、最後のほうの18ページまでにこの改定した表がそれぞれついております。

第3条関係が、2ページ目でございます。

住居手当で、改正で「1万2,000円」のところ「1万4,000円」と2,000円引き上げまして、次に第11条の第2項中のところが改正になりまして、同項第1号中の「2万3,000円」を「2万5,000円」に改めまして、上から5行目の1号になりますが、これが「2万3,000円」から「2万5,000円」に改めまして、さらに「1万2,000円」を「1万4,000円」に改めております。それから、同項第2号中の月額「2万3,000円」を「2万5,000円」に改めております。また、こちらの第2号の最後のところで「1万6,000円」を超えるときのところを「1万7,000円」に改定してあります。

それから、第2条で改正しました勤勉手当の支給率でございますが、令和2年度からは同率とするために「6月支給が100分の92.5と12月支給が100分の97.5」を「100分の95」に改めるというところが、さらに下のこちらのほうの4ページのほうに記載をされて改正をしております。

施行期日等につきましては、第1条の成年被後見関係が令和元年12月14日から施行することとしておりまして、附則の第4項及び第5項のところで、こちらのほうで第1項のところで書かれておりまして、第4項のところで5項の住居手当に関しましては経過措置と支給に関する事項は、令和2年4月1日から施行をいたします。第2条

の人事院勧告関係は平成31年4月1日から適用をいたします。

以上で詳細説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案資料総02を見ていただきまして、こちらのほうで2ページ目に改正理由を載せてございます。

令和元年度人事院勧告により一般職の国家公務員の給与改定が行われたことに準じ、特別職の国家公務員の給与改定が行われたため、本町においても国家公務員に準じ特別職の職員の給与改定を行うものであります。

第1条の改正でございますが、こちらが期末手当を現行の「3.35月」から0.05月引き上げて「3.40月」とするもので、令和元年度は引き上げ分を12月支給の期末手当に配分しますので、第4条におきまして「100分の167.5」を「100分の172.5」に改めています。平成31年4月1日から適用をいたします。

2条改正でございますが、第1条で改正しました期末手当の支給率を令和2年度からは同率とするために「100分の172.5」を「100分の170」に改めるものでございます。この改正は、令和2年4月1日から施行をいたします。

続きまして、議案第3号になります。

議案第3号、勝浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定でございますが、こちらの制定理由のほうで地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることになり、会計年度任用職員制度が創設されることで新たに条例を制定いたします。改正法の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規定等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への移行を図るものであります。従来の臨時・非常勤職員制度の抜本的な見直しを行い、会計年度任用職員制度の適切な運用を求めていくものでございます。

制度の内容でございますが、会計年度任用職員の概要としまして職の位置づけを行います。現行の非常勤職員は、地方公務員法の適用を受けない特別職でございます。地公法第3条、第4条の職員となります。

新たに創設される会計年度任用職員は、地公法の適用を受ける一般職に位置づけられます。1週間当たりの勤務時間によりフルタイム会計年度任用職員とパートタイム



会計年度任用職員に区分されることとなります。

条例による規定でございますが、会計年度任用職員は一般職の職員であることから、給与及び費用弁償並びに任用及び職員に関連する事項については条例による規定が必要となります。

続きまして、条例の概要でございます。

給付の種類といたしまして、フルタイム会計年度任用職員、給料、初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当を給付することとなります。それから、パートタイム会計年度任用職員に対しましては報酬、費用弁償、期末手当が給付されることとなります。

職種の区分でございますが、一般職の常勤の職員の例により区分をいたします。また、行政職の一般的な事務または以下に掲げる以外の職の方、それから医療職の1、こちらは医師、歯科医師等が該当となります。医療職の2、医療技術職が該当となります。医療職3、看護師が該当となっております。

それから、期末手当でございますが、一般職の常勤の職員の例により支給する旨を規定いたしまして、支給率は規則で定める率でございます。それから、支給対象、任期の定めが6カ月以上かつ週当たりの勤務時間が一定時間以上の者となっております。

それで、これらの制定の理由によりまして、議案第3号の勝浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ということで、今申し上げました内容で新しく制定するものでございます。条例のほうは全部で9ページまでございまして、それぞれ今申しました内容をこの条例の中で規定しております。

続きまして、議案第4号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

こちらのほうが、それぞれの関連する条例をこの整備に関する条例で改正するものでございます。

資料の会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、提案理由がまず職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正に伴いまして、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を創設され導入するに当たり関係条例の整備を行うと

いうことで、第1条が職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。

こちらの改正内容は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等を新たに制定する規則で定めるための委任規定を設ける改正でございます。

ここにアンダーラインで引いてありますように、改正後で非常勤職員の勤務時間、休暇等ということで「この条例に定めるもののほか、非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、町長の定める基準に従い、任命権者が定める。」というところがございます。

それから、第2条が職員等の旅費に関する条例でございます。フルタイム会計年度任用職員の旅費を支給するため、支給対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を追加する改正を行うものでございます。

こちらが、アンダーラインを引いております第2条第1号の「及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」をいうということで、フルタイムの会計年度任用職員をここへ追記しております。

また、その下の第2項におきましても「この場合において、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員は、同表の1級の職務にある者とみなす。」ということで、こちらもフルタイムのほうの職員を追記しております。

それから、第3条でございます。

勝浦町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例でございます。

こちらは、先ほどと同じ改正で削除になったことによる改正及び字句の修正でございます。アンダーラインを引っ張っておりますところの改正前が第2条第2項第3号の「第22条第1項」が「第22条」となりまして、「条件附採用」のところの漢字がこざとへんがなくなったものとなっております。

それから続きまして、第4条、勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。

こちらは、フルタイム会計年度任用職員は公表の対象となるため、公表の対象職員外とする非常勤職員からフルタイム会計年度任用職員を除く改正を行うものでございます。

アンダーラインを引いておりますところの「及び同法第22条の2第1項第2号に掲

げる職員を除く。」ということで、フルタイム職員のほうをここで追記しております。

それから、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。

こちらは、分限休職対象にパートタイム会計年度任用職員を追加する改正及び字句の修正を行うものであります。

こちらもアンダーラインで引っ張ってあります第3条第4項の「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。」という4項を追加しております。

それから、第6条でございます。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございます。

こちらは、減額の効果対象にパートタイム会計年度任用職員を追加する改正及び字句の修正を行うものでございます。

第3条のアンダーラインの部分で「地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これに相当する報酬の額」という文を改正で追記しております。

それから、第7条、職員の育児休業等に関する条例の改正内容でございますが、継続勤務1年以上となる会計年度任用職員には育児休業制度が適用されるため、所要の改正及び字句の修正を行うものでございます。

こちらのアンダーラインで引っ張っております第2条第3号から、続きまして第2条の3、それから3号、第2条の4、第3条の7号、8号、第4条のアンダーラインを引いてある、それから第7条の第1項、2項、第8条、第17条、第18条にそれぞれアンダーラインを引っ張っている部分が改正の内容となっております。

続きまして、議案第5号、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらのほうも、資料の2ページ目に改正理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するため、地方自治法203条の2の規定による者のうち、会計年度任用職員等へ移行するものを整理、削除するものでございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する

法律の施行に伴い、選挙長等の費用弁償額を改正をいたしております。

改正の内容でございますが、こちらの電気主任技術者、それから交通指導員、済いません、改正前の表でございますが、それから勝浦会館長、同和学習指導員がこちらの表から削除されまして、左側の改正後のほうへ、投票所の投票管理者等の方が日額「1万2,600円」から「1万2,800円」、期日前投票所の投票管理者に従事される方が日額「1万1,100円」が「1万1,300円」、それから投票所の投票立会人等で従事される方が日額「1万700円」が「1万900円」、それから期日前投票所の投票立会人の方が日額「9,500円」が「9,600円」、それから選挙長等に従事される方が1回につき「1万600円」が「1万800円」、それから選挙立会人、開票立会人の方、1回につき「8,800円」が「8,900円」。

以上が改正の額です。それから、部活動指導員の方がこの表から削除となっております。

続きまして、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例についてでございますが、資料のほうを見ていただきまして、提案理由が令和元年10月1日施行の消費税率の引き上げに伴い諸経費が値上がりしたため、各施設の使用料を見直すに当たり関係条例の整備を行います。新使用料は令和2年4月1日以降の利用に係る使用料から適用するものとなります。

こちらのほうが、第1条のほうで改正後ということで字句の訂正も一部ございます。字句の訂正は見ていただくということで、使用料のほうを改正するというところで説明をさせていただきます。

まずは、勝浦町の使用料条例でございますが、改正内容、消費税率の引き上げに伴う使用料の見直しのほか、不要な規定、公の施設に関する規定の削除及び字句の修正等を行うものでございます。

それで、内容でございますが、今も言いました字句のところと料金に関しましては別表第1のところ、役場の会議室を1時間当たり「400円」の使用料となっておりますのを「410円」に改正いたします。また、別表第2のバックホー施設が、以前はバックホーを所有しておりましたがもうバックホーも処分いたしまして利用がないということで、今回この別表第2の部分を削除させていただきます。

続きまして、第2条、道の駅「ひなの里かつうら」情報館の設置及び管理に関する

条例でございます。

こちらは、消費税率の引き上げに伴いまして使用料の見直しを行うということで、別表第1の部分で、パラソルショップコーナー1区画につき1日「2,000円」を「2,090円」に改正します。キャンピングカーサイト1台につき1泊「2,000円」を「2,090円」に改正をいたします。

続きまして、小集落集会施設の設置及び管理に関する条例でございます。

こちらのほうも字句のほうを一部変えております。「玉の木町営住宅」と名称になっているのを「中角第2住宅」というふうに名称を変えております。それから、その下の名称及び位置に関しましても「玉の木・五十田公会堂」から「中角住宅団地公会堂」というように名称を変えております。それから、別表の使用料でございますが、1日当たりの使用料が4時間までが「1,000円」を「1,040円」に改定をしております。それから、4時間を超える場合につきましては「2,000円」を「2,090円」に改正しております。

続きまして、第4条、勝浦町隣保館設置及び管理に関する条例でございます。

こちらと同じく、消費税率の引き上げに伴う使用料の見直しでございます。

こちらが、1日当たりの使用料が4時間までが「1,000円」のところ「1,040円」に改めております。それから、4時間を超える場合が「2,000円」を「2,090円」に改めております。

続きまして、勝浦町住民福祉センター設置及び管理に関する条例でございます。

こちらも消費税率の引き上げに伴う使用料の見直しのほか、字句の修正等、所要の改正を行っております。

改正でございますが、第2条の住所のところ「3番地の1」となっているのを「3番地1」に改めております。それから、使用料でございますが、別表の1の部分でございます。こちらが、基本使用料としまして1時間当たり大ホール「370円」が「380円」、多目的室が「260円」が「270円」、会議室が「250円」が「260円」、調理室「470円」が「490円」、研修室が「250円」が「260円」となっております。

続きまして、勝浦町立学校施設の開放に関する条例でございます。

こちらのほうが同じく消費税率の引き上げに伴う使用料の見直しでございます。

別表の社会教育・スポーツ開放、屋内運動場（体育館）、生比奈小学校「300円」

が「310円」、横瀬小学校「300円」が「310円」、勝浦中学校「300円」が「310円」。それから、夜間照明施設でございます。こちらが、生比奈小学校が「300円」が「310円」、横瀬小学校が「300円」が「310円」、勝浦中学校が「700円」が「730円」、武道場、勝浦中学校でございますが「300円」が「310円」と改めております。

続きまして、勝浦町社会体育館設置及び管理に関する条例でございます。

こちら、消費税率の引き上げに伴う使用料の見直しと町外利用者にかかる使用料を設定いたしました。

こちらが、バレーボールコート1面が「300円」が町内「310円」、町外は「460円」としております。バレーボールコートの2面が「600円」が、町内が「620円」、町外が「920円」に改めております。それから、バスケットボールコートが「600円」が町内「620円」、町外「920円」に改めております。

続きまして、勝浦町星谷運動公園設置及び管理に関する条例でございます。

こちら、消費税率の引き上げに伴う使用料の見直しのほか、字句の修正等、所要の改正を行っております。

こちら、所在地のほうの住所の勝浦町大字星谷字石田「19番地の1」の「の」を取りまして、「19番地1」と改めております。

別表のほうでございますが、多目的運動場、半日「2,000円」が「2,090円」、これは町外の方になっております。それから、1日が「4,000円」が「4,180円」、それからゲートボール場「800円」が「830円」、その他の施設、2時間でございます、これが「800円」が「830円」と改めさせていただいております。

以上で議案のほうの議案第1号から議案第6号までの条例改正の詳細説明でございます。審議をよろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） 次に、議案第7号について、農業振興課長から説明を求めます。

河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 議案第7号、一般会計補正予算（第8号）の詳細説明をいたします。

最終ページ、7ページをお開きください。

まず、歳出の5款1項2目農業総務費の19節負担金補助及び交付金として、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金45万2,000円の補正を今回お願いするものでございます。財源内訳としまして、国県支出金31万8,000円、一般財源13万4,000円でございます。

1ページ戻っていただきまして、歳入でありますけれども、歳入の15款2項4目1節の農業費県補助金の強い農業・担い手づくり総合支援交付金として31万8,000円を充当いたします。

内容としまして、議案資料の農1をごらんいただきます。

ここにありますように、概要としましては令和元年8月から9月の前線に伴う大雨、それから台風における農業用ハウス等の被災者に再建費用を助成することで速やかな経営体の再生に資するというところであります。

この補正の適用の被災の件数は1件でございました。ちょうどお盆に来ました台風10号の強風によりビニールハウスの屋根部分のビニールが飛ばされたという被災の状況でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明を終わりました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

何か質疑はありますか。

第一読会でございます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、議案第2号について、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑のある方はご発言をお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議案第3号について質疑のある議員はご発言をお

願いたします。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） はっきりとまだ把握してないんですが、ちょっと疑問に思う点を。かなり大きな話なんじゃないかと思っております。対象者がどのぐらいなのか、それから今臨時の方は所轄、管理が、税務であれば税務で管理してんじゃないかと思うんだけど、今後どうなるのか、総務に移るのかどうか、管理が。

それから、社会保険みたいなのも変わってくるのかどうか。

それから、町の財政にこの制度を入れた場合にどのような影響があるのか。かいつまんで簡潔に回答をお願いします。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） お答えいたします。

人数のほうはまだこれから検討するというので、あくまでも見込みで、変わる可能性はあるんですが、35名程度かなと今考えております。

それから、管理はどうなるのかということでございますが、こちらは従来どおりそれぞれその課とか、そういう施設のほうで働くところで勤務しますので、やはり従来どおりその所属長がまずは指導監督していただくということになってまいります。

それから社会保険でございますが、これも1年以上勤務をしますと社会保険を掛けていくようになります。

それからお金でございますが、これも人数がまだ決まっておきませんので、金額については、ちょっとこれが一番本当に、今度新年度予算を計上するときに要求させていただくということでございますが、経費的には相当金額が高くなるということで考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 具体的に言えんの、具体的に。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） やっぱり、ほな、済んません。

金額は、ちょっとこれ変わるかもわかりませんので、ほこは了解していただきたいんですが。今、見込んでおるのが2,300万円ぐらいかなというふうに今考えておるんですが、あくまでも、これ……。ちょっと済んません。

○議長（美馬友子君） 小休しよう。



午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 濟んません，金額をちょっと訂正いたします。1,300万円ぐらいを今見込んでおります。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） そうです。今の職員がそのままおるということで見込んでますが，ちょっと人数とかまた変わりますので，そこらあたり，また。

○議長（美馬友子君） いけますか。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） はい。

○議長（美馬友子君） ほかにありますか。

岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 濟んません，再々訂正して申しわけないです。ちょっと私の最初に言いました，やはり2,300万円弱ぐらいが，先ほど言いましたのが，濟んません，フルタイムとパートタイムとあったんで両方足したらやはり2,300万円ぐらいになってまいります。訂正いたします。

○議長（美馬友子君） この関連なんですけど，フルタイムとパートタイムの割合ってどれぐらいなんかっていうんと，ほの先ほども育児休暇をしない，せんとか言うんで非常勤職員っていう名前も残るんですか。会計年度任用職員に名前が変わるんではないんやな。非常勤職員っていうんも残るんですか，濟いませぬ。

岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 今，割合が4対1ぐらいです。フルタイムが，今考えとんは，4人いるとしたら割合でいうとパートタイムが1人，4対1ぐらいの関係でございます。それから，非常勤職員でございますが，先ほど203条とか説明させていただいたんですが，非常勤職員の対象になる職員を先ほどの203条とか，ああいうところではっきりさせまして，一般的に役場で事務の補助とかでこられる方はもう会計年度任用職員になります。それから，図書館とか救急隊の運転手の方とかが任用職員で考えておりますので，残る臨時職員のほうが非常に限定された方になるということになってまいります。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 今回の議長の質問なんですけど、名称はどうなるのかっていうん、ちょっと今はっきり聞こえなかったんで、もう一度お願いします。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 名称でございますが、会計年度任用職員ということに名称はなってます。この条例の名前のおりの名称の職員となって新しく創設されるということでございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

いけますか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議案第4号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

今の会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議案第5号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） ここで部活動指導員1,600円、時間ですか。削除になりますけども、どういう意味でしょうか。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 会計年度任用職員のほうへ移行するというところでございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） 今の関連なんやけど、別表の最初のほうに旧法では電気主任とかいろいろあったんはこれ削除って言うたんやけど、これも全部ほな任用職員のほうへ移行するっていうことの解釈ですか。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） この中で完全になくなるものというのが、同和学習指導員を削除するというので、会計年度任用職員のほうへはいかないと。それとあと電気主任技術者につきましては、会計年度任用職員でいくか業務委託として業務にするか、今後検討していきたいと考えております。それで、ほかは会計年度任用職員のほうへ移行するというのでございます。

○9番（国清一治君） これ、答弁の何とるんじゃないけど、これがね、決めとかなんだら予算もあるし、ぐあい悪いんじゃないんですか。今の段階で検討するんやったらかなり額は大きくなるんで、ほぼ決まっとん。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 今していただいでる方とちょっと話を詰めなければなりませんので、ちょっとまだ。

○9番（国清一治君） わかりました、はい。

○議長（美馬友子君） 春にはできるっちゅうことやな。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） そのとおりでございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは次、議案第6号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例についてでございます。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 先日の熟尽でも調査をお願いしてるとおり、平成26年に消費税が8%に上がったということで、このときに改正しなかった理由、まあ朝説明を受けたんですけど、議会で発言いただきたい。

それと2点目は、内部努力でこの値上げをとめることはできないかと。その2点お

願います。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 先日の熟尽会議の中で、この26年に消費税5%から8%に上がったときに議会のほうにはどのような説明をしているか議事録等を調べるということで説明をさせていただきました。それで、議事録のほうを調べてはみたんですが、やはり使用料の改定の条例自体を出しておりませんでしたので、議事録の中ではそのやりとりはなく、逆に簡易水道のほうが同じく上げてはなかったんですけど、ちょっとその点だけが一点やりとりがあって、そのときに上げないということが議事録に記載されております。26年の3月議会でございます。

それから、あと熟尽会議のほうで説明をしたと思われるので、退職した課長のほうにも電話をして確認したところ、一例ではございますが、福祉センターの使用料について熟尽会議のときに設問があって、今回は値上げを見送るんですけども、8から10%になるとときには値上げをしていきたいということで当時説明をしたと。その当時の経過でございますが、5から10%に上がるのを前提に最初消費税、間8%、中間で上げるということになっておりましたのが、景気もなかなかよくなるということ、長年8のままであって今回10%になったということで、その当時のやりとりでいうと、短期間のうちに10%になるというような最初の消費税の見込みもあったのでそういうやりとりで、次回上げるときに値上げしたいということで話は終わっているような感じで電話ではちょっと話をして聞いております。

それと、今回また努力をして値上げをせずに置いておけないかというご質問でございますが、何分、町の財政のほうも厳しくございますし、消費税の転嫁というものをしていくということもございますし、もう一点は、実はこれを値上げしないということになると一般財源で補填していくようになるので、やはり使用料というのはその施設等を使う場合の使用者に一定の負担を求めていくという制度でございますので、改正理由にもありますように、消費税等いろんな経費も、経費のほうには消費税がかかってまいりますので、今回議会の皆さんにご理解をいただいて料金を改めたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかに。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、ないようですので、議案第7号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

花房議員。

○1番(花房勝一君) これ台風の被害でということなんですけど、このときの台風、補助事業ということなんですけど、これはほかにも何件かあっての中の、条件があっての1件か、もう勝浦でここだけがあったということなのか。

○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。

○農業振興課長(河野稔彦君) まず、この補助金の対象が、概要にもありますように、8月から先般の17号までの間、被害があった場合を対象としているわけなんですけれども、直接補助対象に今回挙げておる被災が1件だったんですけれども、小さい被害っていうのはもしかしたらあったかもわかりませんが、報告は振興課のほうには受けておりません、この1件でございました。

○議長(美馬友子君) 大丈夫ですか。

○● ● (● ●君) ● ●。

○農業振興課長(河野稔彦君) 追加で、施設被害に関してでございます。

○議長(美馬友子君) 相原議員。

○2番(相原喜久男君) 一応これ補助するということなんですけど、この1件は何%ぐらいの補助率になるんでしょうか、この45万2,000円っていうのは。

○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。

○農業振興課長(河野稔彦君) まず、今回被災の事業費は100万円少々かかっております。その中で38万8,000円余りが共済金、共済をかけておましてその補填があってその残りが補助金の対象になってくるんですけれども、まず事業費の総額の106万円になるんですけれども、こちらは国のほうからの補助ということで、10分の3、3割補助で約31万8,000円になります。それから、町のほうはこの共済の補填を引きまして、引きますと67万円余りになるんですけれども、そのうちの10分の2ということで、町のほうから13万4,000円を助成いたしましてトータル45万2,000円ということになります。国のほうから10分の3、これは総事業費に対しての10分の3、それ

から町費に対しては、今言いました共済金を引きましての10分の2と、町は50万円を上限としております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） ということは、そのハウスの持ち主は費用はかからない、自己負担はないということになるのでしょうか。

○議長（美馬友子君） いけるな。

河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） ちょっと大ざっぱになりますけれども、まず100万円の事業費が要りまして40万円弱が補償と、残り67万円余りのうちの45万2,000円ということになりますので、11,2万円余りが個人の負担という格好になります。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

○農業振興課長（河野稔彦君） ちょっと計算……。

○議長（美馬友子君） ● ●。

○農業振興課長（河野稔彦君） 済んません、12万円、失礼しました。21万9,000円の額が個人負担ということで、自己負担ということになります。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

小休いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、再開いたします。

議案第1号から議案第7号までを一括して議題といたしたいと思っております。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

松田議員。

○7番(松田貴志君) 議案第3号について質疑を行います。

今回の会計年度任用職員の制度によって、法の趣旨からいえば今までの臨時職員の処遇改善という部分があると思いますが、今回こういう制度が導入されることによって採用される側のほう、雇用される側の立場からいえば、ちょっと慎重にならざるを得ないような条件が入っていたり、逆に意欲を持ってその職に臨めるような昇給制度とか退職金制度とかも入ってくることになると思います。

さらに逆の立場でいえば、雇う側は今まで以上に金銭面でも負担がふえますし、また労働環境を改善することによって、今までみたいなある程度自由度を持った雇用期間なり雇用時期なりっていう部分が融通がきかなくなるのかなっていう部分があって、雇用するのも難しくなるのかなとちょっと思ってるんです。そこらあたりの現状

の行政サイドの認識と、今回のこの任用制度がとられることによって今後の職員の採用に当たって、正規職員のほうを採るほうにシフトをしていくのか、そちらのほうをできるだけしっかりとして確保した方向に行くのかとか、今回の法の採用によってどのような形で役場の採用、また雇用の部分において考えが変わっていくのかについて、ちょっと大まかな部分になるんですけども、その点の見解についてお聞かせください。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） ご質問の処遇改善と雇用の際は慎重になるものというのは、恐らく服務規程とかがより厳格に適用されるということを目指しておられるのかなとは思いますが、やはり、国のほうから示されていますのが働き方改革の一環としてと考えておりますので、そこらあたりは賃金が上がって服務規程も厳しくなるということは、そういうのに見合った仕事をしていただくようになってくると考えます。

ただ、先ほども議員がおっしゃられたように、賃金の面で手当等が充実されますので、やはり意欲を持って働いていただけるのではないかと期待も持っております。今現在来ている方にもぜひとも応募していただきたいし、新しい方にも応募していただいて、やはりより多くの方に応募していただいて採用試験を行いたいというふうに考えております。

見込みというところとしてみないとわからないんですが、全国的に行われる制度でございますので、1点は職員の取り合いにならないようにという面もございしますが、そういう点も配慮しながら考えなければならないのかなと思っております。

それから、正規採用職員に関してでございますが、やはり今議員おっしゃられたように、ある程度賃金面であるとか金銭的なもの、それから考えていきますとひょっとしたら正規職員のほうがより望ましいということになりますと正規職員のほうの採用を考えるようなことにもなると思っておりますが、何分今現在はこれからでございますので、将来的にはそういうことも含めて検討していくということの答弁にさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 現状で正規職員と変わらない業務内容の場合には、やはり臨



時職員じゃなしにしっかりと正採用の職員がその仕事をこなすっていうのが行政として適正なのかなと思いますし。今回のこの機において、ちょっと以前から私問題視してるんですけど、もともと行政が担わないかん仕事っていう部分とアウトソーシングしていく部分がより明確になるのかなっていう部分があると思います。一点だけちょっと問わせてもらんですけど、先ほども説明があった救急車の運転業務についてはフルタイムの任用職員っていう形になるのかなって想像していますが、ここにおいて今採用されている職員の方々って年数も大分重ねてこられて、そこらあたりの昇給っていう部分、号給っていうたらええんかな、の加算の部分っていうのも、やはりこれから積み重なっていくことによって、その部分のコストも割り増していくのかなって私は感じているんですけど。その分で現状わかってる段階での認識と、今後そういった部分、外注ではありませんけれども、宮崎県的美郷町とかだったら運転業務とかも外注しているようですので、そこらあたりは今後検討に値するのかなって私自身は思ってるんですけど、現状役場の中ではどういう構想を練られているのかとかと、最後に町長に、さっきある程度課長の思いは何いしましたが、この任用職員の制度の導入に当たって、町としても、繰り返しになりますが、本来の町の役割、行政の役割っていう部分をしっかりと整理するいい機会になるのかなって私自身感じてます。その点においての町長の見解をお聞きして終わります。

以上です。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） ご質問のありました会計年度任用職員の昇給でございますが、勤める年数によって正規職員に準じて、前歴を見て上げていくという事になってまいります。

それでもう一点は、宮崎県の委託の問題でございますが、そのことは私もちょっと調べて知ってはいるんですけども。宮崎県の場合は警備会社に委託をしてということでございますが、本町においては従来からの運転手の方が勤務されて問題もありませんので、今はこの形で継続をしていきたいというふうに考えております。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今後の職員の体制というようなことであろうかと思えます。

まず、いわゆる行政改革で平成10年ごろに、財政危機を迎えるということで職員を

徐々に減らしていった経過がございます。それで、かなり仕事も行革で減るといふこともなく、逆にいろんな制度が出てきて役場の業務、行政の業務も煩雑化しているかなというふうに思います。

最近になって昨年も私のときに、1人定員補充だけでなく1人ふやして採用したと、できれば今年度の採用、来年令和2年4月1日からの職員についても1名増で採用するというので考えております。ただ、役場の業務、一定の業務っていうのに合わせての定数というものもございまして、やみくもに定数をふやしていくというようなこともできないのではなかろうかと思っておりますし、先ほども申し上げましたが、新たな事業に取り組むとき、また新たな制度をするようになったというようなときには、どうしてもマンパワーが必要な場合において会計年度職員なりを雇用していく、またその事業についてずっと何人もが掛かる必要がない場合に、ただそういったものについてマンパワーが必要なときには会計年度職員の方を募集してお願いするというのと、正規職員の中で事業の取捨選択をもう少ししていくことによって現在の正規職員に近い人数での役場の行政を運営していけないかというようなことも考えながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

以上で本件に関する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第7号までの7件を一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第7号までの7件は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第11、報告第1号、勝浦町消防団第2・4分団小型動力ポンプ積載車調達業務に係る物品購入変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 報告第1号、専決処分の報告について説明をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 続いて、詳細説明を求めます。

岡本参事兼総務防災課長。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） それでは、また操作のほうをさせていただきます。

2ページ目から説明をさせていただきます。

専決処分書の下のほうの中段から説明をさせていただきます。

令和元年7月26日議決を経た令和元年度勝浦町消防団第2・4分団小型動力ポンプ積載車調達業務について、次のとおり物品購入変更契約を締結する。

- 1, 契約の目的, 勝浦町消防団第2・4分団小型動力ポンプ積載車の調達。
- 2, 数量, 小型動力ポンプ積載車（消防車両）2台。
- 3, 契約の方法, 物品購入変更契約。
- 4, 契約の金額, 追加としまして29万6,000円, 合計1,628万円となります。
- 5, 契約の相手方, 徳島県鳴門市大津町矢倉字西開27番地, 有限会社エフテック代表取締役佐々木孝好。

続きまして、こちらのほうが契約書の写しとなっております。

先ほど申しました内容で変更契約を12月2日に締結しております。

なお、この29万6,000円は消費税の8%から10%に増額になった分に対応した消費

税額の増額部分の変更契約でありまして、内容についての変更はございません。

以上、詳細の報告の説明とさせていただきます。専決をいたしましたので報告をいたします。

○議長（美馬友子君） 詳細説明は終わりました。

質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、以上で報告は終了いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第12、同意第1号、勝浦町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提案説明をお願いいたします。

野上町長。

○町長（野上武典君） 同意第1号、勝浦町教育委員会委員の任命についてであります。

次の者を勝浦町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、勝浦町大字沼江字天川40番地、氏名は山守ひとみ、生年月日、昭和52年3月2日でございます。

以上、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、従来 of 慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において

採決することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、同意第1号、勝浦町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第13、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣
することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時10分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員